

南相馬市～工事等設計書～

起工月	令和 8 年 6 月		工事概要	施工延長 L=409.0m	
契約番号	2026000578			舗装破碎工 A=1116.1㎡	
路線名	市道 桜井高線			車道舗装工 A=1087.5㎡	
工事等名	経年管更新事業 舗装復旧（北原地区）工事			歩道舗装工 A=28.6㎡	
				区画線工（外側線） L=415.0m	
工事等場所	南相馬市 原町区北原字大塚 地内外		区画線工（中央線） L=190.0m		
			安全工 N=1式		
総工事費	当初請負		仕様概要	1 設計図書及び標準仕様書に準ずること	
	当初設計			2 詳細は監督員の指示によること	
	変更請負				
	変更設計				
工 事 費 総 括 表					
費 目	金 額	工 事 価 格	消費税相当額	摘 要	
本工事費					
附帯工事費					
測量及び試験費					
用地費及び補償費					
機械器具費					
営繕費					
工事雑費					
工事費					
事務費					
事業費					

工 事 費 内 訳 書

契約番号(2026000578)		
経年管更新事業舗装復旧(北原地区)工事		
種 別	金 額 (円)	備 考
舗装取壊工		
舗装工		
産業廃棄物処理工		
交通安全工		
直接工事費		
諸 経 費		
工事費計(税抜き)		

諸経費は一括計上すること。ただし、積み上げ金額がある場合は備考に内書で()の中に金額を記入すること。

住 所

業者名

代表者名

最低制限価格の設定(算定)について

経年管更新事業舗装復旧(北原地区)工事

今回の入札において、最低制限価格を下記の計算式に基づき設定しております。
該当工事には のチェック表示をしております。

工事に伴う最低限必要な費用 = 最低制限価格(P)

■ 最低制限価格(P)の設定範囲： 予定価格(入札書比較価格)の75%～92% + 消費税額

予定価格(入札書比較価格)の75%～92%の範囲内で算出(1千円未満の端数は切り捨てる)した額に、消費税額を加算した額を最低制限価格(P)とする。ただし、上記の設定範囲を上回った(下回った)場合には、それぞれ設定範囲の上限(下限)値とする。

算定式

☐ 一般土木工事(橋製作・架設工を含む)

直接工事費 × 97% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 90% + 一般管理費 × 68%

☐ 建築工事(一般・解体工事共通)

直接工事費 × 97% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 90% + 一般管理費 × 68%

建築工事に付随する設備工事、並びに単独補修工事は建築工事算定方法に準じる

☒ 舗装工事

直接工事費 × 97% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 90% + 一般管理費 × 68%

☐ 水道工事

直接工事費 × 97% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 90% + 一般管理費 × 68%

☐ 暖冷房衛生設備工事

直接工事費 × 97% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 90% + 一般管理費68%

☐ 電気・通信設備工事(製作・据付共通)

(直接製作費 + 直接工事費) × 97% + (共通仮設費 + 間接労務費) × 90% + (現場管理費 + 工場管理費 + 機器間接費) × 90% + 一般管理費(製作分 + 据付分) × 68%

☐ 機械設備工事(製作・据付共通)

(直接製作費 + 直接工事費) × 97% + (共通仮設費 + 間接労務費) × 90% + (現場管理費 + 工場管理費 + 据付間接費 + 設計技術費) × 90% + 一般管理費 × 68%

直接製作費: 製作工事に係る経費(材料費、機器単体費、労務費 等)

直接工事費: 据付工事に係る経費(輸送費、材料費、労務費、仮設費 等)

南相馬市原町区



総括情報表

頁0-0001

事務所 設計書名 変更回数 事業名 適用単価区分 適用単価地区 単価適用日 諸経費体系 ファイル名	D1 南相馬市 実施設計書 当初 88888888888 0 1 実施単価 71 S (相双1) 地区 00-08.06.01(0) 1 土木工事 経年管更新事業舗装復旧(北原地区)工事		
	当 世 代		前 世 代
前払率 諸経費工種 冬期歩掛補正 契約保証補正 施工地域補正 現場環境改善費 週休二日補正 I C T施工補正 復興係数(共通仮設費) 復興係数(現場管理費)	40 06 舗装 00 冬期割増なし 01 金銭的保证 06 (土木)一般交通影響有り2 00 必要無し 01 月単位 00 I C T補正なし 01 補正あり 1.3 01 補正あり 1.1		

工種条件

条件	条件値	名称
A 水替費区分	0	水替費なし
	1	水替費あり
B 山林砂防工置き換え区分	0	山林砂防工置き換えなし
	1	山林砂防工置き換えあり
C 時間的制約を受ける場合の労務単価補正	1	時間的制約を受ける(補正1.06)
	2	時間的制約を著しく受ける(補正1.14)
D 夜間工事の場合の労務単価補正	1	20時開始の夜間工事(補正1.5)
	2	19時開始の夜間工事(補正1.437)
	3	18時開始の夜間工事(補正1.375)
E 特殊勤務費[円]		
F 作業日数集計指示	1	作業日数集計無
	2	作業日数集計1
	3	作業日数集計2
	4	作業日数集計3
	5	作業日数集計4
	6	作業日数集計5

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0002

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費					X1000
舗装					Y1001002961
	1.0	式			
舗装準備工					Y2001
	1.0	式			
舗装版取壊し工					Y3001
	1.0	式			
舗装版取壊し工					Y4001
舗装版切断工（傾斜式道路カッター） アスファルト 切断深さ5 c m以下	441.0	m			T6051 00
舗装版破碎 アスファルト舗装版 障害等なし	1,116.1	m2			SPD311 00 施工 第0 -0001号表
廃棄物処理工					Y3001
	1.0	式			
産業廃棄物処理工					Y4001
殻運搬 舗装版破碎 機械積込(騒音対策不要、舗装版厚15cm以下)	55.2	m3			SPA961 00 施工 第0 -0002号表
調整データ					#0040 A=1,B=1,C=7
		調整式			
AS殻処分費					W0001
	129.8	t			

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0003

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
汚泥処分費					W2000
	4.1	t			
舗装工					Y2001
	1.0	式			
舗装工					Y3001
	1.0	式			
舗装本復旧工					Y4001
不陸整正 補足材料あり 6mm以上11mm未満					SPD001 00
	1,116.1	m2			施工 第0 -0003号表
表層（車道・路肩部） 3.0m超 平均仕上り厚50mm					SPD023 00
	1,087.5	m2			施工 第0 -0004号表
表層（歩道部） 1.4m以上 平均仕上り厚30mm					SPD027 00
	28.6	m2			施工 第0 -0005号表
区画線工（溶融式）（材料含） 実線15cm					S7301 00
	415.0	m			施工 第0 -0006号表
区画線工（溶融式）（材料含） 破線15cm					S7301 00
	190.0	m			施工 第0 -0007号表
安全費					Y2001
	1.0	式			
安全費					Y3001
	1.0	式			
交通誘導員					Y4001

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0004

費目・工種・施工名称など		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	交通誘導警備員 B [0.907]					R0900 00
		22	人			
直接工事費						
安全費						Z0008
			式			
	工事名標示板加算額					S9990 00
		2	基			施工 第0 -0008号表
共通仮設費（率）						Z0009
			式			
共通仮設費計						
純工事費						
現場管理費						
			式			
工事原価						
一般管理費						
			式			
工事価格						
工事価格	（まるめ）					

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0005

費目・工種・施工名称など		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
消費税等相当額						
			式			
工事費計						

施工パッケージ内訳表

頁0-0006

標準単価： 機械構成比： 労務構成比： 材料構成比： 市場単価構成比：

代表機材規格(積算地区)	単価(積算地区)	構成比	代表機材規格(東京地区)	単価(東京地区)
舗装版破碎 SPD311 アスファルト舗装版 標準単価： 217.37 機械構成比： 12.85% 労務構成比： 81.24% 材料構成比： 5.91% 市場単価構成比： 0.00%	障害等なし		施工 第0 -0001号表 1	m2
バックホウ [クローラ・後方超小旋回] 賃料 KQ049		12.85%	バックホウ [クローラ・後方超小旋回] 賃料 TPKQ049	
土木一般世話役 R0010 [0.753]		29.54%	土木一般世話役 TPR0010	
運転手 (特殊) R0120 [0.788]		27.52%	運転手 (特殊) TPR0120	
普通作業員 R0030 [0.842]		24.18%	普通作業員 TPR0030	
軽油 T0250 ミニローリー (パトロール給油)		5.91%	軽油 TPT0250 1 . 2 号 パトロール給油	
*** 単位当たり ***				
A=1 アスファルト舗装版 B=1 障害等なし C=1 騒音振動対策不要 D=1 15cm以下 F=1 積込作業あり				
G=1 全ての費用 H=1 土木工事標準積算基準 - 3 - - 2				

施工パッケージ内訳表

頁0-0007

標準単価： 機械構成比： 労務構成比： 材料構成比： 市場単価構成比：

代表機労材規格(積算地区)	単価(積算地区)	構成比	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)
殻運搬 SPA961 舗装版破碎 標準単価： 3,615.9 機械構成比： 44.05% 労務構成比： 39.87% 材料構成比： 16.08% 市場単価構成比： 0.00%			施工 第0 -0002号表 1 機械積込(騒音対策不要、舗装版厚15cm以下)	m3
MA404 ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		44.05%	TPMA404 ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	
R0130 運転手 (一般) [0.813]		39.87%	TPR0130 運転手 (一般)	
T0250 軽油 ミニローリー (パトロール給油)		16.08%	TPT0250 軽油 1 . 2号 パトロール給油	
*** 単位当たり ***				
A=3 舗装版破碎 B=3 機械積込(騒音対策不要、舗装版厚15cm以下) C=1 DID区間なし D=27 11.5km以下 E=1 全ての費用				
F=1 土木工事標準積算基準 - 2 - 2 5 - 1				

施工パッケージ内訳表

頁0-0008

標準単価： 機械構成比： 労務構成比： 材料構成比： 市場単価構成比：

代表機労材規格(積算地区)	単価(積算地区)	構成比	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)
不陸整正 SPD001 補足材料あり 標準単価： 187.49 機械構成比： 20.08% 労務構成比： 66.90% 材料構成比： 13.02% 市場単価構成比： 0.00%	6mm以上11mm未満		施工 第0 -0003号表 1 m2	
MC20P モータグレーダ [土工用] 排ガス 2 0 1 4		16.08%	TPMC20P モータグレーダ [土工用] 排ガス 2 0 1 4	
K4030 ロードローラ 質量10～12t 幅2.1m 賃料 マカダム・排出ガス対策型 (第2次基準値)		2.01%	TPKQ510 ロードローラ [マカダム] 賃料	
K2631 タイヤローラ賃料		1.99%	TPKQ617 タイヤローラ賃料	
R0120 運転手 (特殊) [0.788]		32.88%	TPR0120 運転手 (特殊)	
R0030 普通作業員 [0.842]		13.54%	TPR0030 普通作業員	
R0020 特殊作業員 [0.780]		10.56%	TPR0020 特殊作業員	
R0010 土木一般世話役 [0.753]		9.92%	TPR0010 土木一般世話役	
T8344 粒度調整碎石 M - 4 0 4 0 ～ 0 mm		6.91%	TPT8454 再生クラッシャラン R C - 4 0	
T0250 軽油 ミニローリー (パトロール給油)		6.11%	TPT0250 軽油 1 . 2 号 パトロール給油	
*** 単位当たり ***				

88888888888

福 島 県

金抜き

施工パッケージ内訳表

頁0-0009

標準単価：

機械構成比：

勞務構成比：

材料構成比：

市場単価構成比：

[illegible]

施工パッケージ内訳表

頁0-0010

標準単価： 機械構成比： 労務構成比： 材料構成比： 市場単価構成比：

代表機劣材規格(積算地区)	単価(積算地区)	構成比	代表機劣材規格(東京地区)	単価(東京地区)
表層（車道・路肩部） SPD023 3.0m超 標準単価： 1,808.7 機械構成比： 1.38% 労務構成比： 10.17% 材料構成比： 88.45% 市場単価構成比： 0.00%	平均仕上り厚50mm		施工 第0 -0004号表 1	m2
KQ687 アスファルトフィニッシャ [ホイール] 賃料		0.88%	TPKQ687 アスファルトフィニッシャ [ホイール] 賃料	
K2631 タイヤローラ賃料		0.14%	TPK2630 タイヤローラ賃料	
K4030 ロードローラ 質量10～12t 幅2.1m 賃料 マカダム・排出ガス対策型（第2次基準値）		0.13%	TPKQ510 ロードローラ [マカダム] 賃料	
R0030 普通作業員 [0.842]		3.66%	TPR0030 普通作業員	
R0120 運転手（特殊） [0.788]		2.06%	TPR0120 運転手（特殊）	
R0020 特殊作業員 [0.780]		2.03%	TPR0020 特殊作業員	
R0010 土木一般世話役 [0.753]		0.73%	TPR0010 土木一般世話役	
T8415 再生材アスファルト合材 密粒度（ 2 0 ） 最大粒径 2 0 mm		80.70%	TPT8025 アスファルト混合物 密粒度（ 2 0 ）	
T0211 アスファルト乳剤 P K - 3 プライム用、P K - 4 タック用		7.17%	TPT0211 アスファルト乳剤 P K - 3 プライムコート用	
T0250 軽油 ミニローリー（パトロール給油）		0.49%	TPT0250 軽油 1．2号 パトロール給油	

88888888888

福 島 県

金抜き

施工パッケージ内訳表

頁0-0011

標準単価：

機械構成比：

勞務構成比：

材料構成比：

市場単価構成比：

[illegible]

施工パッケージ内訳表

頁0-0012

標準単価： 機械構成比： 労務構成比： 材料構成比： 市場単価構成比：

代表機材規格(積算地区)	単価(積算地区)	構成比	代表機材規格(東京地区)	単価(東京地区)
表層 (歩道部) SPD027 1.4m以上 標準単価： 1,461.6 機械構成比： 2.61% 労務構成比： 24.46% 材料構成比： 72.93% 市場単価構成比： 0.00%	平均仕上り厚30mm		施工 第0 -0005号表 1 m2	
MC361 アスファルトフィニッシャ [クローラ型]		1.95%	TPMC361 アスファルトフィニッシャ [クローラ型]	
K2610 振動ローラ (舗装用・搭乗式コンパインド型) 3 - 4 t		0.38%	TPK2610 振動ローラ [搭乗式・コンパインド型] 賃料	
R0030 普通作業員 [0.842]		9.24%	TPR0030 普通作業員	
R0020 特殊作業員 [0.780]		6.17%	TPR0020 特殊作業員	
R0120 運転手 (特殊) [0.788]		4.19%	TPR0120 運転手 (特殊)	
R0010 土木一般世話役 [0.753]		2.24%	TPR0010 土木一般世話役	
T8430 再生材アスファルト合材 細粒度 (1 3) 最大粒径 1 3 mm		63.63%	TPT8420 再生アスファルト混合物 密粒度 (1 3)	
T0211 アスファルト乳剤 P K - 3 プライム用、P K - 4 タック用		8.87%	TPT0211 アスファルト乳剤 P K - 3 プライムコート用	
T0250 軽油 ミニローリー (パトロール給油)		0.39%	TPT0250 軽油 1 . 2 号 パトロール給油	
*** 単位当たり ***				

88888888888

福 島 県

金抜き

施工パッケージ内訳表

頁0-0013

標準単価：

機械構成比：

勞務構成比：

材料構成比：

市場単価構成比：

[illegible]

施 工 内 訳 表

頁0-0014

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
区画線工（溶融式）（材料含） S7301 実線15cm	1,000	m			施工 第0 -0006号表
区画線設置工 昼間単価 機・労 〔溶融式(手動)〕 実線 15cm 時間的制約 無 豪雪補正 無 週休二日月単位 補正係数1.02	1,000.000	m			TDA01
路面表示用塗料 トライックハイト溶融型 白色 JIS K 5665 3種1号	570.000	k g			TDG75
ガラスビーズ JIS R 3301 1号	25.000	k g			TDG76
接着用プライマー 区画線（溶融式）用	25.000	k g			TDG77
軽油 ミニローリー（バトロール給油）	40.000	L			T0250
材料諸雑費	5.000	%			#09
*** 合 計 ***	1,000	m			
*** 単位当たり ***	1	m			
A=1 実線15cm B=1 白色 C=3 時間的制約を受けない D=2 豪雪補正 無（A地区損料） E=2 夜間作業 無					
F=1 塗布厚1.5mm G=2 排水性舗装に施工しない H=2 未供用区間に施工しない I=1 土木工事標準積算基準 - 1 - - 2					

施 工 内 訳 表

頁0-0015

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
区画線工（溶融式）（材料含） S7301 破線15cm	1,000	m			施工 第0 -0007号表
区画線設置工 昼間単価 機・労 〔溶融式(手動)〕 破線 15cm 時間的制約 無 豪雪補正 無 週休二日月単位 補正係数1.02	1,000.000	m			TDA25
路面表示用塗料 トライックハイト溶融型 白色 JIS K 5665 3種1号	570.000	k g			TDG75
ガラスビーズ JIS R 3301 1号	25.000	k g			TDG76
接着用プライマー 区画線（溶融式）用	25.000	k g			TDG77
軽油 ミニローリー（バトロール給油）	44.000	L			T0250
材料諸雑費	5.000	%			#09
*** 合 計 ***	1,000	m			
*** 単位当たり ***	1	m			
A=5 破線15cm B=1 白色 C=3 時間的制約を受けない D=2 豪雪補正 無（A地区損料） E=2 夜間作業 無					
F=1 塗布厚1.5mm G=2 排水性舗装に施工しない H=2 未供用区間に施工しない I=1 土木工事標準積算基準 - 1 - - 2					

施 工 内 訳 表

頁0-0016

[illegible]

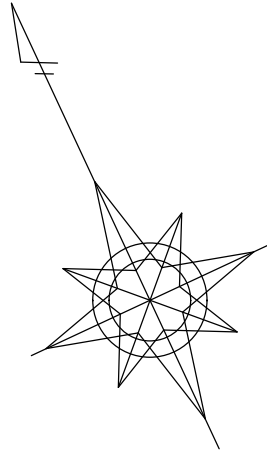
特殊基礎単価一覧表

頁0-0017

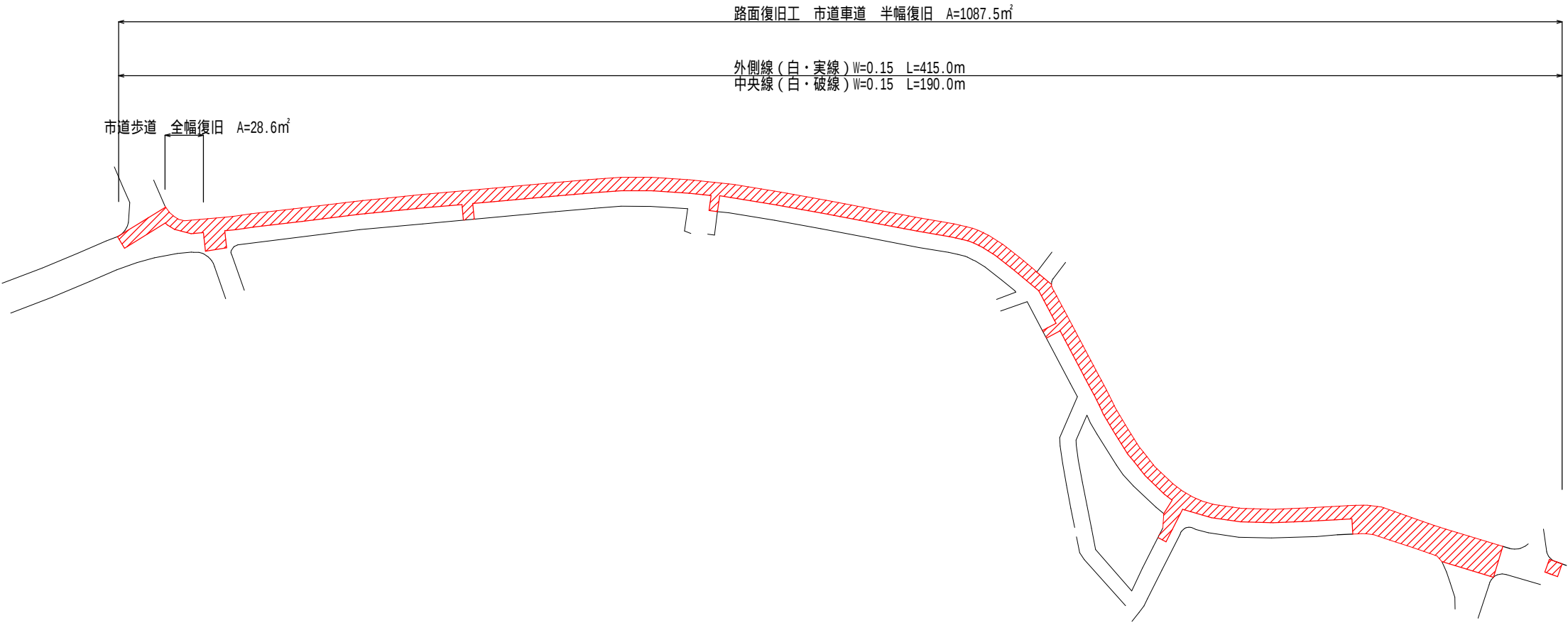
[illegible]

工旧復裝舖

[illegible]



路面復旧工平面図



令和 8 年度 工事番号				
経年管更新事業舗装復旧（北原地区）工事				
南相馬市原町区北原字大塚 地内外				
路面復旧工平面図				

特 記 仕 様 書

工 事 番 号 : 2026000578
路 線 河 川 名 : 市道 桜井高線
工 事 名 : 経年管更新事業舗装復旧(北原地区)工事
工事施工箇所 : 南相馬市原町区北原字大塚 地内外

- 1 本工事の施工にあたっては、「共通仕様書 土木工事編」に基づき実施しなければならない。
- 2 本工事の施工にあたり、該当する項目は、□としている箇所である。
ただし、以下については、全ての工事に該当する項目である。
 - ・第 2 0 章 情報共有システム・遠隔臨場
 - ・第 2 1 章 労働者確保に関する積算方法の試行工事
 - ・第 2 2 章 快適トイレの設置(災害復旧工事は除く)
 - ・第 2 3 章 週休 2 日確保モデル工事等
 - ・第 2 4 章 建設キャリアアップシステム活用工事
 - ・第 2 5 章 ふくしま M E 資格取得者の現場活用
 - ・第 2 6 章 法定外の労災保険の付保
 - ・第 2 7 章 異常気象時における現場状況の報告
 - ・第 2 8 章 再生資源利用計画書
 - ・第 2 9 章 再生資源利用促進計画書
 - ・第 3 0 章 その他
- 3 第 2 章～第 3 章、第 9 章～第 2 5 章、第 2 9 章が適用される場合は、具体的内容を、
福島県技術管理課ホームページに掲載しているので、必ず確認すること。
福島県ホームページ>組織でさがす>技術管理課>特記仕様書
- 4 本特記仕様書は、共通仕様書に優先する。
- 5 設計図書として扱う図面は以下(別紙)のとおりとする。

図 面 名	図面番号	葉数	適 用
平面図		1	
計	全 1 葉		

6 以下（別紙）の図面は参考図とする。

図 面 名	図面番号	葉数	適 用
計	全 葉		

7 本工事の施工にあたって、資機材及び労働者の調達に時間を要することが判明し、受注者から協議があった場合は、工事の一時中止及び工期の変更について検討し、決定するものとする。

8 設計図書に基づき監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員が承諾した書面は、設計図書とする。

9 設計変更に係る業務の円滑化を図るためのツールとして「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」（福島県土木部）を活用すること。

技術管理課ホームページ参照

南相馬市水道課

☑第 1 章 一般共通事項

- 1 下記の規制区域に該当するため、監督員と協議のうえ、関係官公庁に対して緊密な連絡をとり、協調を保つものとする。許可関係等がある場合には、監督員と協議のうえ、着手するものとする。

- | | | | |
|---------------|----------------------------|---|---------------------------------------|
| 1) 国有・民有保安林 | ☐ 有 | ・ | ☒ 無 |
| 2) 鳥獣保護区域 | ☐ 有 | ・ | ☒ 無 |
| 3) 国立・県立公園区域 | ☐ 有 | ・ | ☒ 無 |
| 4) 鉄道近接区域 | ☐ 有 | ・ | ☒ 無 |
| 5) その他 () | ☐ 有 | ・ | ☒ 無 |

☑ 2 施工区域内の地下埋設設備の確認について

受注者は、当該工事を実施するにあたり、「建設工事公衆災害防止対策要綱 第 5 章 埋設物（共通仕様書 土木工事編）」を遵守し、埋設物管理者に対し地下埋設物有無の確認の後に着手すること。

- 3 福島県の絶滅のおそれのある野生生物の生息区域との関係 ☐有 ・ ☐無
有の場合は、監督員と施工方法、施工時期、保護対策等について綿密な打合せを行うこと。

~~☑ 4 河道掘削に伴う工事測量~~

~~—— 河道掘削工事にあたっての工事着手時の測量については、伐採、伐開除根、表土剥ぎ等を行った上で実施すること。——~~

~~☑第 2 章 フレックス工事~~

~~（詳細は技術管理課ホームページを参照のこと）~~

~~—— 本工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる工事である。——~~

~~☑第 3 章 準備期間確保工事~~

~~（詳細は技術管理課ホームページを参照のこと）~~

~~—— 本工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間（○○日間）内に着工日を任意に設定できる工事である。——~~

☑第 4 章 総 則

☑ 1 施工計画書

工程管理はバーチャートにより行うものとする。

なお、施工計画書作成にあたっては、「施工計画書作成の手引き（土木工事編）」（技術管理課ホームページ参照）を参考にすることができる。

☑ 2 工事用地等の使用

- 1) _____ 作業に係るヤードとして、別添「 _____ 図」による土地を使用すること。（土地の使用は可能である。）

- 2) 使用にあたっての条件、制限等

施工機械・資材置場等は請負者にて、施工場所近傍に確保のこと。

☒ 3 関連工事

- 1) 工 事 名 : _____
- 2) 路河川名 : _____ 線・筋
- 3) 施工箇所 : _____ 地内
- 4) 注意・指示事項 : _____

☐ 4 支給材料及び貸与品

支給材料及び貸与品、またその引き渡し場所等については、下記のとおりとする。

支給品目 : _____ 数量 : _____

引渡時期 : _____

引渡場所 : _____

☐ 5 工事現場発生品

- 1) 工事現場発生品及びその引き渡し場所は、下記のとおりとする。

発生品目 : _____

引渡時期 : _____

引渡場所 : _____

- 2) 従来施設の撤去により発生した _____ は、 _____ 材料として再使用するものとし、使用にあたってはあらかじめ監督員の数量検査を受けなければならない。

☐ 6 建設副産物処理

- ☐ 1) 下記の建設副産物は、現地において下記のとおりリサイクル処理するものとする。

建設副産物名	処理方法等	備考

- ☒ 2) 下記の建設副産物は、下記に示す方法で処理するものとする。ただし、施設は指定するものではない。

建設副産物名	処理方法	積算上の施設
As ガラ	(再資源化・中間・最終)施設へ搬入	世紀東急工業(株)福島舗材センター
As 切断排水	(再資源化・中間・最終)施設へ搬入	(株)モンマ
	(再資源化・中間・最終)施設へ搬入	

積算上の施設は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではなく、ここに明示した施設と異なる施設に処理する場合は、監督員の承諾を得ることとするが、設計変更の対象とはしない。なお、受入拒否等により処理施設の条件が異なる場合は、その記録をもって設計協議の対象とする。

- ☐ 3) 金属くずについては、簡単に分別可能であり、明らかにスクラップとして売却処分できるものについては、協議の対象とする。

☐ 7 中間検査に関すること

- 1) 以下の対象工事（工種）の「有」について中間検査を実施する。毎月の履行報告時

に実施予定時期を報告すること。なお、 ～ に複数該当する場合には、中間検査の回数について監督員と協議すること。

対象要件	対象工事 (工種)	実施時期	備考 (具体的な工種等)
竣工検査時に確認 困難な工事(工種) (足場、仮設を撤 去すると現場に行 けなくなる等。)	☐ 有 ・ ☐ 無	・対象工種が完成してから足場、 仮設等を撤去するまでの間。	
不可視部の工事 (工種)で 2) に 示すもの	☐ 有 ・ ☐ 無	・不可視部の施工が完了、 又は概ね完了した時。 ・鉄筋構造物については、 配筋が完了、又は概ね完了 した時。	2) に示す工事 (工種)
工期が 1 年以上 となる工事。	☐ 有 ・ ☐ 無	・協議による。	
その他、発注者 が必要とする工 事(工種)	☐ 有 ・ ☐ 無	・製作、仮組みが完了した時。 ・その他、発注者の指示による。	3) に示す工事 (工種)

注 1) 監督員は、有無に○印を付けるとともに、備考に工種を記入すること。

また必要に応じ実施時期を修正すること。

2) 不可視部の工事 (工種) とは次のものとする。

- ☐杭基礎、☐場所打杭、☐深礎杭、☐ケーソン基礎、☐地盤改良
- ☐捨石均し、☐被覆・根固め均し、☐井筒潜函基礎、☐山腹基礎床掘
- ☐上層路盤 (1,000m² 以上の工事)
- ☐現場打ちのボックスカルバート、擁壁 (鉄筋 Co)
- ☐橋台・橋脚、☐現場制作 P C 橋、☐床版
- ☐水門・樋門
- ☐ブロック製作、ケーソン製作
- ☐覆工 Co の前段工事
- ☐その他【

】

3) その他、発注者が必要とする工種 (工事) とは次のものとする。

- ☐桁の仮組立
- ☐水門扉、☐可動堰、☐スノーシェッド、☐ポンプ施設、☐除塵機、☐栈橋
- ☐堰堤 (Co、盛土)
- ☐堰 (工場制作)、ラバーダム
- ☐地盤変動等の影響が予想される掘削
- ☐仮橋、路面覆工 (一般交通に供し、指定仮設として設置されるもの)
- ☐仮堤防 (本堤防と同等の機能を求める仮堤防)
- ☐その他【

】

☑ 8 監督員による確認及び立会等

監督員による検査及び立会は、共通仕様書によるもののほか下記のとおりとする。

検査及び確認事項	工種・箇所等	段階(確認時期)	備 考
施工延長、縦横断測量等	起工測量	起工測量後	
手直しが生じた場合は再検査	完了検査	完成日前に 1 回	
必要に応じ、別途指示する	その他	監督員の指示	

☒ 9 施工管理

管理基準等については共通仕様書によるが、下記の工種については下記の規格値等で管理するものとする。

☒ 1) 出来形管理

工 種	測定項目及び規格値	測定基準	測定箇所
起工測量			
舗装幅外			

☒ 2) 品質管理

工種及び種別	試験項目及び試験方法	規格値	試験基準等
初期転圧温度外			

☐ 3) 写真管理

工 種	撮影項目	撮影頻度	提出頻度

☐ 10 コンクリートの圧縮強度試験

「共通仕様書 土木工事編」の「品質管理基準及び規格値」における「1セメント・コンクリート」によるもののほか、下記の構造物に使用するセメント・コンクリートの圧縮強度試験のうち、材齢 28 日圧縮強度試験は公的試験機関で実施すること。

構造物名	コンクリートの品名等	摘 要

☐ 11 用地取得及び支障物件

☐ 1) 工事区域内の用地確保 (☐ 済 ・ ☐ 一部未了)

工事区域内に用地の確保が未了である場合は、監督員と緊密な連絡を保ち、解決に協力すること。

【用地取得見込時期】 年 月 (☐ 上旬 ☐ 中旬 ☐ 下旬)

□ 2) 工事支障物件 : □ 有 ・ □ 無

【支障物件移転予定時期】 _____ 年 月 (□ 上旬 □ 中旬 □ 下旬)

☑ 12 工事の履行報告 (工程会議)

工事着工後、履行状況については、 月末 に監督員に提出すること。

なお、休日の場合は、日程について監督員と協議すること。

また、協議様式は、監督員の指示によること。

☑ 13 交通誘導員の配置

交通誘導員は 施工箇所 に 2 人 配置する。

交替要員は 人 配置する。

なお、詳細については施工計画書において監督員と協議すること。

☑ 14 作業工程

1) 全ての 作業は、 昼間 とし、時間帯は 8 : 30 ~ 17 : 00 時までとする。

2) 作業工程における注意事項 :

 断水については、住民の方及び近接する工事との調整が必要になります。

3) 現道の使用規制について

現道は、 片側交互通行 により本工事を施工するものとする。

4) 工事を施工しない日 □ 有 ・ □ 無 _____ 年 月 日

工事を施工しない時間帯 □ 有 ・ □ 無 _____ : ~ _____ :

「工事を施工しない時間帯」は、

□ 工期全体 □ 上記「工事を施工しない日」 □ _____ に適用する。

☑ 15 仮設

☑ 1) 指定仮設の有無 ☑ 有 ・ □ 無

☑ 2) 指定仮設

仮設物名	規格・寸法・構造	資料の有無	備考

□ 3) 下記の仮設物は工事完了後も工事現場に存置すること。

仮設物名 : _____ 数量等 : _____

存置期間 : _____

□ 16 工事における現場環境改善

当該工事で実施する現場環境改善は、下表の計上費目別に指定する項目数を、実施する

内容から選択して実施すること。

計 上 費 目	実施する 項 目 数	実 施 す る 内 容 (率 計 上 分)
現場環境改善 (仮設備関係)	()	用水・電力等の供給設備 緑化・花壇 ライトアップ施設 見学路及び椅子の設置 昇降設備の充実 環境負荷の低減
現場環境改善 (営繕関係)	()	現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 労働者宿舍の快適化 デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 現場休憩所の快適化 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 (安全関係)	()	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 盗難防止対策(警報器等) 避暑(熱中症予防)・防寒対策
地域連携	()	完成予想図 工法説明図 工事工程表 デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 パンフレット・工法説明ビデオ 地域対策費(地域行事等の経費を含む) 社会貢献

□ 17 工事名標示板

本工事には、県産木材を利用した工事名標示板を_____基設置すること。

□ 18 六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)

本工事は、「六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)」の対象工事であり、下記に示す工事について六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント固化剤を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(六価クロム溶出試験対象工種及び検体数)

工 種	工 法	配合設計段階	施工後段階
		検体	検体
		検体	検体
		検体	検体

(タンクリーチング試験対象工種及び検体数)

工 種	工 法	検体数	備 考
		検体	
		検体	
		検体	

☐ 第 5 章 材 料☐ 1 設計図書に指示されていない工事材料は下記の仕様による。☐ 1) 一般資材

種別	材料名	記号等	品種・規格等	備考

設計図書に規格等の明示のないものを記載する。

☐ 2) 再生材

材料名	規格等	使用箇所	備考

再生骨材・再生アスファルト合材については、運搬距離 4 0 km の範囲までの再資源化施設についてストック量を調査し使用することとする。これにおいても再生材が入手不可能であった場合は、発注者と受注者が協議を行った上で新材を使用することができるものとし、設計変更の対象とする。

☐ 2 下記の工事材料については、受注者の責任においてその外観及び品質証明書等を照合して確認した資料、見本等を事前に監督員に提出し確認を受けること。
また、工事材料のうち試験を行わなければならない材料は下記のとおりとする。

種別	材料名	記号等	品種・規格等	備考
				確認資料・見本 ・試験()
				確認資料・見本 ・試験()
				確認資料・見本 ・試験()

備考欄で種別を選択する。(試験のカッコ書きは試験方法を記入する)

☐ 3 下記資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合又は調達地域内からの購入である場合においても設計価格と乖離がある場合には、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等) を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。

資 材 名	規 格	調達地域等

☒ 第 6 章 一 般 施 工☒ 1 建設発生土の処理

- ☐ 1) 他工事への流用 : ☐ 有 ・ ☐ 無

工事名 : _____ 路河川名 : _____

施工場所 : _____ 市・郡 _____ 町・村 大字 _____ 字 _____ 地内

運搬距離 _____ km

- ☒ 2) 搬出先

受入場所 : _____ 市・郡 _____ 町・村 大字 _____ 字 _____ 地内

運搬距離 _____ 2 _____ km

なお、受注後、搬出場所や受け入れ費用に変更の必要が生じた場合は、協議により変更すること。協議時には、変更する搬出先が都市計画法（開発許可）、森林法（林地開発）、砂防法、急傾斜地崩壊防止法および盛土規制法（改正宅地造成等規制法）などの諸法令違反ではないことのわかる資料を監督員に提出すること。

搬出後は、最終形状、数量計算書、写真及び運搬距離等の資料を監督員に提出すること。

- ☐ 2 他工事からの流用土

- ☐ 1) 他工事からの流用 : ☐ 有 ・ ☐ 無

工事名 : _____ 路河川名 : _____

指定・施工場所 : _____ 市・郡 _____ 町・村 大字 _____ 字 _____ 地内

運搬の有無 : ☐ 有 ・ ☐ 無 (_____ km)

品 質 : _____

品質の確認試験 (_____) については、 _____ で実施する。

- ☐ 3 購入土等

- ☐ 1) 購入土等の有無 : ☐ 有 ・ ☐ 無

- ☐ 2) 購入土等の種類 : ☐ 購入土 ・ ☐ 岩ズリ ・ ☐ その他 (_____)

- ☐ 3) 購入土等がある場合は、受注者は施工計画書に購入先を記載して、監督員に提出する。

- ☐ 4) 購入土等が 1 工事あたり 1 , 0 0 0 m³ 以上の場合は、受注者は、工事で使用する購入土等を現場に搬入する前に、購入先の採取計画に関する認可書の写しを監督員に提出し、監督員の確認を受けなければならない。

- ☐ 4 建設汚泥（泥土）の処理

- ☐ 1) 汚泥（泥土）は、 _____ による改良を行い、 _____ として再利用する。

- ☐ 2) 改良目標は、国土交通省令の土質区分基準における _____ とする。

- ☐ 3) 改良材料等の種類や添加量については設計図書によるものとするが、受注者は各種試験を行い改良目標が得られるような添加量を検討し、監督員と協議するものとする。
なお、監督員の承諾が得られ、添加量が当初設計と異なる場合は変更設計の対象とする。

- ☐ 4) 改良土の品質管理及び改良土を使用した施工の施工管理基準は設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合は監督員と協議するものとする。

- ☐ 5 レディーミクストコンクリートの養生

- ☐ 1) レディーミクストコンクリートの養生は、使用するコンクリートの特性をよく理解し、コンクリート種別、打設時期の日平均気温、打設環境に応じて適切な養生を行

うものとし、共通仕様書に示す養生期間を遵守すること。また、コンクリートの運搬、打設計画、養生等の方法について、施工計画書に具体的に明記すること。

本工事におけるレディーミクストコンクリートの養生について検討する項目は以下の☑印のとおり。

コンクリート種別	☐ 普通ポルトランドセメント
	☐ 混合セメント B 種 ☐ 高炉セメント B 種 ¹⁾ ☐ フライアッシュセメント B 種 ☐ シリカセメント B 種
	☐ 早強ポルトランドセメント
気象条件	☐ 暑中コンクリート(日平均気温が 25 を超える場合)
	☐ 寒中コンクリート(日平均気温が 4 以下になる場合) 構造物の露出状態 ☐ 連続して、あるいはしばしば 水で飽和される部分 ²⁾ ☐ 普通の露出状態

1) 「高炉セメントコンクリートの特性と施工に関する留意点」は技術管理課ホームページ参照

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/kouro-semento.html>

2) 水路、水槽、橋台、橋脚、擁壁、トンネル覆工等で水面に近く水で飽和される部分、及びこれらの構造物の他、桁、床版等で水面から離れてはいるが、融雪、流水、水しぶき等のため水で飽和される部分。

□ 6 塗装工

□ 1) 塗装回数は下塗____回、中塗____回、上塗____回とする。

□ 2) 塗料の種類は下記のとおりとする。

種別及び箇所	細 別	塗料の種類	目標塗膜厚(μm)
工場塗装	下塗り 1 層		
	下塗り 2 層		
	中塗り 1 層		
現場塗装	中塗り 2 層		
	上塗り 1 層		
	上塗り 2 層		

□ 3) 素地調整(ケレン)は____とする。

□ 4) 詳細の色彩等については監督員と協議のこと。

□ 7 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物施工

□ 1) 受注者は、現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」により施工する。

□ 2) 受注者は、現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたり、設計図書等に「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」及び「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン」を採用していない場合は、採用についての協議を行うことが出来る。

□第 7 章 その他施工

□ 1 工法の指定

工法は下記によるものとする。なお、現場条件等により、これにより難しい場合は監督員と協議のこと。

工 種	指 定 工 法	備考

□ 2 建築物又は工作物の解体

石綿障害予防法規則に基づき、解体等の作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用については、当初設計では計上していないため、それらに要した費用については、発注者と受注者が協議の上、設計変更で計上するものとする。

また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、福島県工事請負契約約款の関係条項に基づき適切に変更することとする。

□ 3 重建設機械分解・組立及び輸送に要する費用

下記の機械については、分解・組立及び輸送に要する費用を計上しているが、受注者が施工計画で分解・組立を必要としない機種・規格を選定し、使用した場合においても、設計変更の対象としない。

工 種	機 種	規 格

□ 4 ポリマー改質 型アスファルト混合物の使用 車道および側帯の舗装新設、改築および大規模な修繕（延長 200m 以上の全層打ち換え）を行う工事でポリマー改質 型アスファルト混合物を使用する場合に記載

本工事は表層材料に耐流動対策混合物としてポリマー改質 型アスファルト混合物を使用する工事であり、塑性変形輪数の基準値の適用区分となる道路区分等は以下のとおりである。（該当するものに「○」）

道路区分	舗装計画 (単位 1 日につき台)	交通量塑性変形輪数 (単位 1 ミリメートルにつき回)	該当欄
第 1 種、第 2 種	3,000 以上	3,000	
第 3 種第 1 級及び第 2 級	3,000 未満	1,500	
第 4 種第 1 級			
その他		500	
交差点等耐流動対策混合物として使用		1,500	

□ 5 植栽工 植栽に係る直接工事費が 50 万円以上となる工事の場合に記載

本工事で植栽する樹木等については、植樹保険に加入しなければならない。
また、工事完成届提出時までに、植樹保険付保証明書を出さなければならない。

□ 6 鋼橋桁の輸送に要する費用

鋼橋桁については、(例えば東京)からの輸送に要する費用を計上しているが、受注者が施工計画書で示した鋼橋桁の製作場所が(例えば東京)より近距離である場合、設計変更の対象とする。

□ 第 8 章 ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針に基づく工事箇所

「共通仕様書 土木工事編」第 1 編第 1 章総則「1-1-3「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」の取扱い」の規定について、本工事では、特に以下の基本方針のノ印に該当するものについてユニバーサルデザインに配慮した施工をおこなうものとする。

□ 1 工事を行う基本方針 (指針 P 1 3)

基本方針 1 すべての人が 快適 に利用できる施設

- ☐ 特定の人々が特別扱いされたり、いやな思いをすることのない施設
- ☐ 右利き、左利きに対応した施設
- ☐ 利用方法や利用状況の説明が効果的に行われる施設
- ☐ 視覚、聴覚、触覚など多様な手段で、必要な情報が十分に提供される施設
- ☐ 補助器具や補助手段を効果的に活用できる施設
- ☐ 繰り返しの動作や、長時間にわたる肉体的負担が伴わない施設
- ☐ 利用場所に接近しやすく、利用する広さが適切な施設
- ☐ 重要なものがよく見えるよう、視線が確保されている施設
- ☐ 使用しようとする全てのものに容易に手が届く施設
- ☐ 少ない労力で効率的に、楽に使える施設
- ☐ 利用者に不自然な姿勢を強いない施設
- ☐ プライバシーに配慮された施設
- ☐ 天候や季節に左右されない施設
- ☐ 疲れたときに休むことができる施設

基本方針 2 すべての人が 簡単 に利用できる施設

- ☐ 使い方を直感的に理解できる施設
- ☐ 利用者の理解力や言語能力の違いが問題にならない施設
- ☐ 必要な情報が容易にわかる施設

基本方針 3 すべての人が 安全 に利用できる施設

- ☐ 安全に対する配慮が等しく確保される施設
- ☐ 危険や間違いやすい状況が発生しない施設
- ☐ 使用方法を間違えても重大な結果につながらない施設
- ☐ 注意が必要な操作において、不注意な操作を誘発しない施設
- ☐ 危険なときや使用方法を間違えたときは、注意や警告を発する施設
- ☐ 危険な部分が防護されている施設

- ☐ 四季を通じて安全な施設
- ☐ 災害時や不測の事態が生じて、安全に避難できる施設

基本方針 4 さりげなく 美しい 施設

- ☐ 色や形状などの印象が、利用者にとって抵抗感がなく、受け入れられやすい施設
- ☐ 創意工夫された内容が、目立ちすぎず、さりげなくデザインされている施設
- ☐ 地域の特性を生かし、周辺の景観と調和した施設
- ☐ 自然や環境に配慮し、動植物にやさしい施設

基本方針 5 どのような状況にも 柔軟 に対応できる施設

- ☐ できる限り同じ手段で利用できる施設
- ☐ 利用者に応じた使い方が選べる施設
- ☐ 利用者のペースに合わせることができる施設
- ☐ 情報がその重要さに応じて提供される施設
- ☐ 補助器具の使用や人的介助に十分な空間を提供できる施設

☐ 2 特に重点をおいて工事する項目・箇所

☐ 第 9 章 記録保存の資料作成

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

- ☐ 1 本工事は道路構造物の記録保存の対象工事である。
以下の資料を作成要領に基づき作成すること。
 - ・道路構造物の記録保存資料
- ☐ 2 本工事は道路舗装構成物の記録保存の対象工事である。
以下の資料、作成要領に基づき作成すること。
 - ・道路舗装構成等の記録保存資料

☐ 第 10 章 1 日未満で完了する作業の積算

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

本工事は、施工実施にあたり、作業量が 1 日未満で完了するものと見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離が認められた場合に、「1 日未満で完了する作業の積算」に基づき積算が出来る工事である。

☐ 第 11 章 施工箇所が点在する工事の積算

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

本工事は「施工箇所が点在する工事の積算方法」の対象工事である。

対象地区：○○工区（施工箇所○○、○○）、 工区（施工箇所○○）、
□□工区（施工箇所□□）（ホームページではこれらを対象地区という）
（なお、積算上の親工区は、 工区（施工箇所○○）とする。）

☐ 第 12 章 落橋防止装置の溶接施工等について

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

本工事において落橋防止装置の溶接施工等を行う際には、本章に基づき実施すること。

□第 13 章 ICT 活用工事

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

1 本工事の発注方式は (☐ 受注者希望型 ・ ☐ 発注者指定型) である。

□2 ICT 活用工事 (土工)

本工事は、「福島県土木部 ICT 活用工事 (土工等) 実施要領」に基づき、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用する「ICT 活用工事 (土工)」の対象工事である。

□3 ICT 活用工事 (舗装工)

本工事は、「福島県土木部 ICT 活用工事 (舗装工) 実施要領」に基づき、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用する「ICT 活用工事 (舗装工)」の対象工事である。

□4 ICT 活用工事 (浚渫工 (港湾))

本工事は、「福島県土木部 ICT 活用工事 (浚渫工 (港湾)) 実施要領」に基づき、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用する「ICT 活用工事 (浚渫工 (港湾))」の対象工事である。

□5 ICT 活用工事 (土工 1,000m³ 未満)

本工事は、「福島県土木部 ICT 活用工事 (土工 1,000m³ 未満) 実施要領」に基づき、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用する「ICT 活用工事 (土工 1,000m³ 未満)」の対象工事である

□6 ICT 活用工事 (小規模土工)

本工事は、「福島県土木部 ICT 活用工事 (小規模土工) 実施要領」に基づき、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用する「ICT 活用工事 (小規模土工)」の対象工事である。

☑第 14 章 舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理について

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

~~☑第 15 章 「総合評価方式 (標準型・簡易型) における技術提案書に記載された事項の実施状況」の確認について~~

~~(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)~~

☑第 16 章 熱中症対策に関する現場管理費補正及び工期の設定

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

1 本工事は、「土木工事における熱中症対策に関する試行要領」の対象工事である。

2 猛暑による作業不能日数

本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

) 作業不能日数：4 日間

) 上記) は、環境省が公表する東北地方相馬 (福島) 地点における WBGT 値 (気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数) 過去 5 年分 (令和 2 年～ 6 年) について、本工事の工期に対応する期間 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) に定める行政機関の休日及び夏季休暇 (3 日) を除く。) において、8 時から 17 時の間に WBGT 値が 31 以上となった時間を算定し、日数に換算したもの 5 年分を平均したものの。

) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数 (当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する東北地方相馬 (福島) 地点における WBGT 値が 31 以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの (小数点以下 第一位を四捨五入する。)) が) の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

3 基準とする気象庁の気象観測所は施工現場によって次のとおりとする。

) 施工現場が小高区の場合 「浪江」

) 施工現場が鹿島区及び原町区の場合 「相馬」

~~☑第 17 章 三者協議~~

~~本工事は、三者協議会実施要領の対象工事である。~~

~~☑第 18 章 国土強靱化事業の取組に関する広報~~

~~—— 本工事は国土強靱化事業の関連工事であるため、工事名標示板に「国土強靱化対策工事」の記載を行うこと。~~

~~—— 記載方法については、下記を参照し監督員と協議すること。~~

工事名標示板のイメージ（例）

ご協力をお願いします
洪水被害を防ぐため、 土砂を撤去しています
いのちとくらしをまもる防災減災 国土強靱化対策工事
令和〇年〇月〇日まで 時間帯〇:〇〇～〇:〇〇
河川(交付)工事(開削)
発注者 福島県〇〇建設事務所 〇〇課 施工者 〇〇〇〇建設株式会社 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

主な工種等の記載に加え、枠内の記載を行う。

第19章—電子納品

—(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)—

—電子納品保管管理システムへのオンライン納品は、電子媒体納品書を監督員に提出し、成果品が登録済みであることの確認を受けることで完了とする。—

第20章 情報共有システム—遠隔臨場

(本章はすべての工事に該当する)

—(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)—

情報共有システム及び遠隔臨場について、実施できない特段の理由等がある場合は、受発注者間の協議を行ったうえで実施の可否を決定する。

情報共有システム実施の可否にかかわらず、本工事の提出書類については、可能な範囲で電子媒体により納品を行うものとする。

情報共有システム実施は、「南相馬市建設工事情報共有システム実施要領」によること。

第 2-1 章 労働者確保に関する積算方法の試行工事

~~(本章はすべての工事に該当する)~~

~~(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)~~

☐ 1 労働者確保に関する積算方法の試行工事

~~本工事は、「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。~~

~~共通仮設費 (率分) に占める実績変更対象間接費 (労働者送迎費、宿泊費、借上費) の割合 : _____ %~~

~~現場管理費 (率分) に占める実績変更対象間接費 (募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用) の割合 : _____ %~~

☐ 2 労働者確保及び労働者宿舎設置に関する積算方法の試行工事

~~本工事は、「労働者確保及び労働者宿舎設置に関する積算方法の試行工事」である。~~

~~共通仮設費 (率分) に占める実績変更対象間接費 (労働者送迎費、宿泊費、借上費、労働者宿舎の維持・補修に要する費用) の割合 : _____ %~~

~~現場管理費 (率分) に占める実績変更対象間接費 (募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用、租税公課) の割合 : _____ %~~

第 2-2 章 快適トイレの設置

~~(本章はすべての工事に該当する)~~

~~(詳細は技術管理課ホームページ『快適トイレの設置について』『土木部発注工事における快適トイレの設置に関する運用』を参照のこと)~~

~~本工事は、快適トイレ設置の対象工事である。当初設計においては、~~

~~☐ 快適トイレ ☐ 快適トイレ男女一体型 (ハウス型)~~

~~設置基数 : 〇 基 設置期間 : 〇 . 〇 月 として計上している。~~

~~現場に快適トイレを設置しない場合は、発注者と協議すること。~~

~~現場環境 (工事期間、周辺環境、労働者配置状況等) を踏まえ、上記設置基数以上の快適トイレを設置する場合は、あらかじめ受発注者協議を行い、決定すること。~~

~~また、実際に現場へ快適トイレを設置した期間が確認できる資料を監督員に提示すること。~~

第 2-3 章 週休 2 日確保モデル工事等

~~(本章はすべての工事に該当する)~~

~~(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)~~

~~本工事は、「福島県土木部週休 2 日等工事試行要領」「南相馬市発注工事における「週休 2 日確保モデル工事」試行要領」に定める工事のうち、☒ としている箇所の対象工事である。~~

~~☒ 「週休 2 日確保モデル工事 (発注者指定型) 」 ☐ 月単位 ☐ 完全週休 2 日~~

~~☐ 「週休 2 日確保交替制工事 (発注者指定型) 」 ☐ 月単位 ☐ 完全週休 2 日~~

~~なお、「週休 2 日確保モデル工事 (発注者指定型) 」及び「週休 2 日確保交替制工事 (発注者指定型) 」において、受注者が「完全週休 2 日」を希望する場合、受発注者協議の上で変更することができる。~~

~~また、本試行対象外工事であっても、受注者が週休 2 日等の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で対象とすることができる。~~

第 2 4 章 ~~建設キャリアアップシステム活用工事~~

~~(本章はすべての工事に該当する)~~

~~1 本工事は、『福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領』の対象工事である。~~

~~2 受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。~~

~~(なお、実施要領は技術管理課ホームページ参照)~~

第 2 5 章 ~~ふくしま M E (メンテナンスエキスパート) 資格取得者の現場活用~~

~~(本章はすべての工事に該当する)~~

~~(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)~~

第 2 6 章 法定外の労災保険の付保

(本章はすべての工事に該当する)

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

受注者は、法定外の労災保険契約を締結したことを証明する書類 (証券等の写し) を提出しなければならない。

第 2 7 章 異常気象時における現場状況の報告

異常気象時の工事現場における対応について下記のとおりとする。

1 異常気象時等の対象

(1) 大雨・洪水等の警報発令時

「工事現場の当該市町村」の気象警報を対象とする。

(2) 震度 5 弱以上の地震時

「工事現場の当該市町村」の震度 5 弱以上を対象とする。

ただし、気象条件及び現場条件等を勘案し、別途、監督員から指示がある場合は震度 4 の場合も対象とする。

2 パトロール等の実施及び報告の内容について

作業中であれば、作業を中止し、現場内及び周辺の状況把握に努める。

休工中であれば、必要に応じ 2 名以上を構成員とする警戒班 (巡視員) を出動させて巡回点検 (パトロール) を実施する。

天気予報であらかじめ異常気象が予想される場合は、事前に防災監視体制を配備し待機する。

危険箇所が発見された場合は、すみやかに危険箇所に立ち入らないよう防護措置を講じ、その旨を標示する。また、現場状況を把握し、2 次災害防止に努める。

警報が解除され、作業が再開する前には、工事現場の地盤のゆるみ、崩壊、陥没等の危険がないか入念に点検する。

地震及び津波が発生した後に、作業を再開する前には、建設物、仮設物、資機材、建設機械、電気設備及び地盤、斜面状況等を十分点検する。

異常の有無にかかわらず、点検結果を監督員 (連絡が取れない場合は、係長又は課長) に適宜に報告する。また、報告方法は、まず電話連絡し、その後別紙様式にて、

F A X 又はメールする。

3 報告期限について

(1) 大雨・洪水等の警報発令時

警報発令後 1 時間以内及び降雨等の状況等により適宜。

(2) 震度 5 弱以上の地震時

地震発生後 1 時間以内。

(被害等が甚大でパトロールの実施が困難である場合などはこの限りでない)

第 2 8 章 再生資源利用計画書

(本章はすべての工事に該当する)

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第 2 9 章 再生資源利用促進計画書

(本章はすべての工事に該当する)

1 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

2 受注者は、建設発生土の搬出先について、事前に当該工事の搬出先が盛土規制法など各種法令の許可状況等を満たしているか確認し、その結果を再生資源利用促進計画の添付資料（確認結果の現場掲示例 技術管理課ホームページ参照）として、工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

3 受注者は、建設発生土の搬出先に受領書（ 技術管理課ホームページ参照 ）の交付を求め、その写しを 5 年間保存し、受領書の写しを完成図書に添付しなければならない。搬出先が県土木部の有償民間受入地の場合、受領書は「公共工事建設発生土の民間受入に関する試行要領」第 9 条の規定によるものとする。（ 試行要領は技術管理課ホームページ参照 ）

4 受注者は、土壤汚染対策法の手続き状況を確認し、確認結果（確認結果の現場掲示例 技術管理課ホームページ参照）を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

☑第 2 9 章 そ の 他

(1) 工事書類の簡素化について

1 . 本工事は福島県土木部における「工事に関する提出書類の簡素化ガイドライン」に基づき実施するものとする。

2 . これに定められていないものは、監督職員と協議するものとする。

(2) 電子納品について

- 1 . 本工事の提出書類について、可能な範囲で電子媒体（情報共有システム（ASP）・CD、DVD）による納品を行うものとする。
- 2 . 電子納品の対象となる成果品の種類や提出方法の詳細については、受注者と監督員が別途協議して決定するものとする。
- 3 . 電子納品により省資源・省スペース化や業務時間削減を目的としていることから、発注者・受注者両者の負担とならない範囲で実施することとする。
- 4 . 工事の電子納品に係る費用については、共通仮設費率に含まれるものとし、別途計上しない。

（ 3 ）農地法許可手続

資材置き場、現場事務所、残土捨場等に農地を使用する場合は、農地法の許可を得ること。

（ 4 ）道路工事に係る地区への周知

施工時期が決まり次第、監督員へ報告のこと。工事周知文は、月 1 回の市広報誌回覧時に合わせて回覧する。なお、これによらない場合は、請負者にて地区住民へ周知を行うこと。

（ 5 ）工期について

本工事の工期は、入札日の平日 3 日後から令和 8 年 10 月 30 日（金）まで（約 3 か月）とする。

工事に係る工事受注者の提出書類チェックリスト（福島県農林水産部及び土木部を準用）

工事番号：

工 事 名：

項目	添付書類・記載事項	該当	提出	提示	提出時期	根拠	注意事項・備考	書面	電子
【契約書類】									
工事請負契約書、仲裁合意書、契約の保証書、課税事業者届出書					契約事務担当者の指示による				
【着手時提出】									
工事名標示板	共仕 保安施設設置基準（道路）	必	☒		着手前	共仕1-1-29			○
着工届	（第28号様式）	必	☐		着手前（工事始期日以降30日以内）	共仕1-1-45		○	×
請負代金内訳書	（第1号様式）	必	☒		契約締結後14日以内	共仕1-1-6	法定福利費を明示する	☒	×
工程表	（第2号様式）	必	☐			約款第3条	（共仕1-1-44）	○	×
建退共制度加入	発注者用掛金収納書（又は購入予定等調書）	必	☐		契約締結後、原則1か月以内	共仕1-1-48	請負代金100万円以上の工事	○	×
現場代理人及び主任技術者等の通知書	通知書（第11号様式）	必	☐		着手時・変更時	約款第10条 共仕1-1-45	経歴書、資格証は添付資料	○	×
	→現場代理人経歴書	必	☐				入社年月日記載	○	×
	→配置技術者経歴書	必	☐				契約工種に必要な資格を確認	○	×
	→監理技術者資格証（写し、表・裏とも）	必	☐					○	×
	→雇用関係証明書	必	☐				健康保険被保険者証等	○	×
建設リサイクル法に係る提出書類	法第12条に基づく書面（第7号様式）	☐	☐		契約締結前	建設リサイクル法	法第11条に基づく通知は発注者が実施		○
	法第13条に基づく書面	☐	☐			建設リサイクル法	コブリス入力により書面提出は不要		○
工事実績データ登録（コリンズ）	登録のための確認のお願い	必		☐	監督員の確認を受け、受注、変更、完成時に速やかに登録申請を行う。	共仕1-1-8	請負代金500万円以上の工事	×	○
	登録内容確認書	必		☐			変更時の登録は、契約内容（工期、請負金額）、配置技術者の変更があった場合登録確認はメールで可	×	○
設計図書の照査	照査結果について書面で提出	必	☐		施工前及び施工途中	共仕1-1-5	約款第18条に基づく不適合事項の確認 照査結果に基づく設計図書の変更は発注者が行う。		○
工事中の安全確保	地下埋設物件等の調査結果	☐	☐			共仕1-1-34	該当ない場合は不要		○
	架空線等上空施設の現地調査結果	必	☐			共仕1-1-34	該当ない場合も報告必要。（該当する場合、監督員の現地確認が必要。）		○
	安全教育及び安全訓練等の実施状況	必		☐	監督員が請求した場合	共仕1-1-34	ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を監督員請求時に直ちに掲示できるよう整備・保管する。	○	○
【随時提出】									
施工計画書	所定の内容が記載されているか確認	必	☐		工事着手前又は施工方法が確定した時期	共仕1-1-7	工事施工中に内容に重要な変更が生じた場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について提出		○
							工期や数量等の軽微な変更の場合は、提出不要		○
	1.工事概要 11.環境対策					共仕1-1-22	13. COBRIS プラスにより再生資源利用計画書を除く資料を提出		○
	2.計画工程表 12.現場作業環境の整備					共仕1-1-24	社内検査員の記載		○
	3.現場組織表 13.再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法					共仕1-1-34	4.安全教育等の具体的な計画記載		○
	4.安全管理 5.主要機械					共仕1-1-49	5.排出ガス対策型機械について記載及び証明資料添付		○
	6.主要材料 14.UD指針に基づき実施する項目・内容					共仕第10編	工事名標示板の県産材証明証添付		○
建設副産物	再生資源利用計画書	☐		☐	コブリスプラス利用により書面の提出は不要	共仕1-1-22	COBRISプラスにより作成	×	○
	再生資源利用促進計画書	☐		☐		共仕1-1-22	COBRISプラスにより作成	×	○
	施工体制台帳（参考様式第3号 1、2）	必	☐		施工計画書と同時に 施工体制台帳、施工体系図に変更があった場合は、その都度速やかに	共仕1-1-14 約款7条 元下要綱第10条	法定福利費の額を忘れず記載のこと		○
	下請契約書/請書・基本契約書	必	☐				写しを提出		○
	作業員名簿（参考様式第4号）	必	☐				技術者台帳は不要		○
	→下請契約時チェックリスト（様式第1号）	必	☐				様式3 - 1添付資料		○
	→主任技術者等（資格、従業員証写し）	必	☐				様式3 - 1添付資料		○
施工体系図（参考様式第1号）	必	☐						○	
理由書（参考様式第2号）	☐	☐		社会保険等未加入者がある場合				○	
確認書類	☐	☐		社会保険等未加入者が加入した場合		○			
協議書	協議に必要な資料等			必要となき	当該事項の着手前に協議完了				○

項目	添付書類・記載事項	該当	提出	提示	提出時期	根拠	注意事項・備考	書面	電子
施工時期・時間の変更（夜間・休日等作業届出）		必	☐		作業前までに	共仕1-1-43			○
工事材料	工事材料確認申請書（第12号様式）	☐	☐		受注者からの検査請求時	約款13条	設計図書で指定された材料		○
	設計図書で指示した以外の材料に関する資料	必		☐	工事完成時	共仕1-1-25			○
	納品伝票等						必要に応じて		○
	出荷証明書						必要に応じて		○
支給材料及び貸与品	支給品受領書、貸与品借用書	☐	☐		随時	共仕1-1-20	必要に応じて		○
	支給品精算書、支給材料精算書	☐	☐		工事完成時	共仕1-1-20	必要に応じて		○
	支給品返納書、貸与品返納書	☐	☐		随時	共仕1-1-20	必要に応じて		○
工事測量	測量結果	必	☐		工事着手後直ちに	共仕1-1-44			○
	重要な測量杭等の移動	必	☐		工事施工期間				○
確認・立会願	段階確認等 確認書（確認・立会願）	必	☐		随時	共仕1-1-23			○
	社内検査記録（品質、出来形、写真等）	必	☐			共仕1-1-24			○
試験成績書	各種試験データ	☐	☐	☐			設計図書で指定された材料の場合、提出。 それ以外の材料は、監督員の請求があった場合に提示。		○
工事打合せ簿	様式第10号	必	☐				約款9条		
事故報告書	工事現場等における事故発生報告書	☐	☐		監督員の指示する日まで	措置要綱第7条2項			○
【月次報告等】									
工事履行報告	1.工事履行報告書（第8号様式その3）	必	☐		毎月○日まで (特記仕様書による)	共仕1-1-30 約款11条			○
	2.工事別工程進捗表	☐	☐				添付		○
	3.当月の出来高状況	☐	☐				添付		○
	4.工事状況写真	☐	☐				添付		○
	5.フォローアップ表	☐	☐				予定工程に対して一定割合の遅れ（施工計画書による）が生じた場合に添付		○
【最終変更契約前】（工事費用の補正に係るもの）									
建設資材調達	証明書類（領収書、金額計算書等）	☐	☐		最終変更契約前		東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行要領		○
労働者確保	〃	☐	☐		最終変更契約前		東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行要領		○
労働者宿舍設置撤去	〃	☐	☐		最終変更契約前		東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行要領		○
週休2日モデル工事	達成状況を工事打合せ簿で報告	☐	☐		最終変更契約前		毎月の履行報告時に休日取得状況を記入		○
運搬費及び準備費	実績変更対象経費に関する内訳書	☐	☐		最終変更契約前		領収書等添付		○
熱中症対策	施工計画書に基づく計測結果	☐	☐		最終変更契約前				○
CCUS活用工事	登録完了メール(写し)、就業履歴一覧表等	☐	☐		最終変更契約前				○
【変更契約関係】									
変更契約		契約事務担当者の指示による。							
変更施工計画書		必	☐		変更後速やかに	共仕1-1-7	新たな工種が追加された場合、変更の必要がある部分のみ提出（工期や数量等の軽微な変更の場合は不要）		○
工程表（変更）		必	☐		契約締結後14日以内	共仕1-1-45			○
コリンズ変更時登録		必	☐		変更後速やかに	共仕1-1-8	変更契約日と完成日との間が10日以内の場合は省略可	×	○
【竣工時提出】									
工事完成検査	工事完成届（第24号様式）	必	☐		工事完成時	約款32条,39条 共仕1-1-25 共仕1-1-45		○	×
	竣工図（出来形図）	必	☐		工事完成時	共仕1-1-25	会社名入り図面タイトル、社判不要		○
	施工管理の結果資料	必	☐		工事完成時	共仕1-1-25			○
	出来形管理						管理基準に基づく管理頻度を徹底 測定値10点未満の場合は、出来形管理図表不要		○
	品質管理						管理基準に基づく管理頻度を徹底		○
	工事写真						提出頻度分の写真だけ提出 電子黒板等を用い写真内で確認出来る場合、写真機の測点等の記載は不要		○
	工事材料の試験結果、施工立会記録	必	☐		工事完成時	共仕1-1-25	第12号様式に係るもの		○
	社内検査結果資料	必	☐		工事完成時	共仕1-1-25	施工確認時提出済みを除く		○
	その他監督員の指示するもの	必	☐		工事完成時	共仕1-1-25			○
資材受払簿（資材納入書、伝票等） （第30号様式・その1、その2）	必		☐	工事完成時	共仕1-1-25	検査員に提示	○	○	

項目	添付書類・記載事項	該当	提出	提示	提出時期	根拠	注意事項・備考	書面	電子
	工事日誌（第32号様式）	必		☐	工事完成時	共仕1-1-25	検査員に 提示	○	○
	（設計図書で指示した工事材料以外の） 使用材料に係る資料	必		☐	工事完成時	共仕1-1-25	検査員に 提示	○	○
	産業廃棄物管理票（マニフェスト）	必		☐	工事完成時	共仕1-1-25	検査員に 提示	○	○
	電子成果品	必		☐	工事完成時	共仕1-1-25	電子納品要領で協議した資料を納品	－	－
コリンス竣工時登録		必		☐	工事完成後速やかに	共仕1-1-8		×	○
建設業退職金共済制度	掛金充当実績総括表	必		☐	工事完成時速やかに	共仕1-1-48		○	○
【前払金】									
前払いの請求	前金払申請書、 前金払請求書、 保証事業会社の前 払金保証、 保証事業会社の前払金保証の約款	☐	☐		前払い請求時	財務規則第65条の2 約款第35条	契約事務担当に提出	○	×
【既済部分検査・中間前払金】									
部分払いの請求	工事出来高報告書（第27 - 2号様式）	☐	☐		既済検査前に	共仕1-1-26		○	×
	工事出来形内訳書（任意様式）	☐	☐		既済検査前に	共仕1-1-26		○	×
中間前払金の請求	履行報告書	☐	☐		認定を受ける前に	共仕1-1-26		○	×
【廃棄物関係】									
産業廃棄物管理票 （マニフェスト）	A,B2,D票 E票または電子マニフェストの受渡確認票の写し	☐		☐	処理完了後速やかに	共仕1-1-22			○
		☐	☐		処理完了後速やかに	共仕1-1-22	竣工検査後也可		○
再生資源利用実施書		☐	☐		工事完了後速やかに	共仕1-1-22	再生資源利用計画書を作成した場合	×	○
再生資源利用促進実施書		☐	☐		工事完了後速やかに	共仕1-1-22	再生資源利用促進計画書を作成した場合	×	○
【竣工後提出】									
工事完成引き渡し書	様式26-1	必	☐			約款32条		○	×
下請負報告書	様式第3号	必	☐		竣工検査完了後2ヶ月以内	元下要綱第11条		○	×
	下請工事完了後チェックリスト（様式第2号）	必	☐				写しを添付	○	×

注 共仕：共通仕様書 土木工事編 （土木工事共通仕様書）
約款：福島県工事請負契約約款
元下要綱：福島県元請・下請関係適正化指導要綱
措置要綱：福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱
必：必須項目

凡例 ○・・・可
・・・可（非推奨）
×・・・不可